

高齢者施設等の従事者の範囲について①

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

- 介護保険施設
 - ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護医療院
- 居住系介護サービス
 - ・ 特定施設入居者生活介護
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・ 認知症対応型共同生活介護
- 老人福祉法による施設
 - ・ 養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 有料老人ホーム
- 高齢者住まい法による住宅
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅
- 生活保護法による保護施設
 - ・ 救護施設
 - ・ 更生施設
 - ・ 宿所提供之施設
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 共同生活援助事業所
 - ・ 重度障害者等包括支援事業所
(共同生活援助を提供する場合に限る)
 - ・ 福祉ホーム
- その他の社会福祉法等による施設
 - ・ 社会福祉住居施設
(日常生活支援住居施設を含む)
 - ・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
 - ・ 生活困窮者一時宿泊施設
 - ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム
 - ・ 生活支援ハウス
 - ・ 婦人保護施設
 - ・ 矯正施設
(※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る)
 - ・ 更生保護施設

高齢者施設等の従事者の範囲について②

市町村は、以下の①から③のすべてに該当する場合、居宅サービス事業所等及び訪問サービス事業所等の従事者を「高齢者施設等の従事者」に含めて、優先接種の対象とすることが可能。

- ① 市町村が、必要に応じて都道府県に相談した上で、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要となることが考えられると判断した場合
- ② 居宅サービス事業所等及び訪問サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者・濃厚接触者に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録した場合
- ③ ②の事業所等の従事者が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する場合

高齢者施設等の従事者に含まれる在宅サービスの例

○居宅サービス等（介護）の例

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| ・ 訪問介護 | ・ 居宅療養管理指導 | ・ 短期入所生活介護 |
| ・ 訪問入浴介護 | ・ 通所介護 | ・ 短期入所療養介護 |
| ・ 訪問リハビリテーション | ・ 地域密着型通所介護 | ・ 小規模多機能型居宅介護 |
| ・ 定期巡回・随時対応型 | ・ 療養通所介護 | ・ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 訪問介護看護 | ・ 認知症対応型通所介護 | ・ 福祉用具貸与 |
| ・ 夜間対応型訪問介護 | ・ 通所リハビリテーション | ・ 居宅介護支援 |

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○訪問系サービス等（障害）

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| ・ 居宅介護 | ・ 自立生活援助 | ・ 就労継続支援
(A型、B型) |
| ・ 重度訪問介護 | ・ 短期入所 | ・ 就労定着支援 |
| ・ 行動援護 | ・ 生活介護 | ・ 計画相談支援 |
| ・ 同行援護 | ・ 自立訓練
(機能訓練・生活訓練) | ・ 地域移行支援 |
| ・ 重度障害者等包括支援
(訪問系サービス等を提供するもの) | ・ 就労移行支援 | ・ 地域定着支援 |

(注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。